

「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」実施計画の 策定について

教育局保健体育課

1

議案第 2 3 号

（１）実施計画（案）の修正について

御意見

文科省「兼職兼業について」の「平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項」では「児童生徒の学びの保障などの学校や教師等の本務に支障がないことが優先されるべき」「地域団体の活動に従事する予定であった時間に教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、教師等としての勤務に当たれるようにしておく」とあります。

「学校等との連携が適切に行われていること」の中に、上記のような教師等の本務と地域団体の業務との優先順位への理解と合意を含めるべきです。

指導者の兼職兼業



修正（追加）

- ④教職員としての勤務時間中には地域クラブ活動における業務に従事しないことが原則となります。ただし、長期休業中等の平日の勤務時間内に指導を行おうとする場合（教職員としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合）は、所属校の校長による職務専念義務の免除の承認が必要です。なお、そのような勤務時間内の従事は報酬を受領しないものとします。また、教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には教職員としての業務を優先すること等について、指導者として従事する教職員と地域クラブは、確認し合い遵守しなければなりません。

（理由）地域クラブの指導にあたる場合にあっても、本務が優先されることを明らかにするため。

2

新たな地域クラブ活動「たかまる」 実施計画



つながる、ひろがる、かなえる
～みんなで育む新しい地域クラブ活動～

高松市教育委員会

令和8年7月

目次

はじめに	1
1 「たかまる」について	2
(1) 基本目標（目指す姿）・基本方針	
(2) 「たかまる」の特徴	
(3) 「たかまる」における活動内容	
(4) 地域クラブ活動の主体	
(5) 地域クラブの参加者	
2 地域クラブについて	4
(1) 地域クラブの認定について	
(2) 団体規約・活動方針の策定	
(3) 活動計画の作成	
(4) 活動時間と休養日	
(5) 適切なスタッフ等の配置	
(6) 指導者の兼職兼業	
(7) 適切で効果的な指導	
(8) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
(9) 参加者の安全・安心の確保	
(10) 指導者研修	
(11) 参加者の移動等	
(12) 中学校施設の利用	
(13) 中学校体育連盟等が主催する大会等への参加	
(14) 適切な会費設定と受益者（参加者）負担の軽減	
(15) 保険への加入	
(16) 個人情報の取扱い	
(17) 活動報告	
(18) 指導助言及び認定の取り消し	
3 高松市等の役割	12
(1) 市の役割	
(2) 学校の役割	
4 その他	13

はじめに

中学校の部活動は、同じ興味を持つ生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という）の指導の下、教育課程外でありながら学校教育の一環として実施され、生徒の自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に寄与し、学校という環境における自主的で多様な学びの場として教育的意義を有してきました。また、教師の献身的な支援により、スポーツや文化芸術の振興にも貢献してきました。さらに、生徒の活躍や成長を保護者と共有することで、学校教育への信頼を高め、学校や地域の一体感、愛校心の醸成にも大きく寄与してきました。

しかし、近年の少子化の影響により生徒数が減少する一方で、学校数や部活動の種類は多く、生徒が分散して入部する傾向が強まり、単独校で団体競技のチーム編成が困難となる学校が増加し、従来の体制で部活動を運営することが難しくなってきました。加えて、学校における働き方改革の進展により、専門性や意志に関わらず教員が顧問を務める従来の指導体制の継続も困難となっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、持続可能な活動環境の整備が求められています。

こうした背景を踏まえ、国から令和7年12月に公表されたガイドラインにおいて、令和8年度から「改革実行期間」として休日の地域展開を全国的に実現していく方針が改めて示されています。加えて、香川県においても国の方針を踏まえ、本年3月に「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、市町が改革の責任主体として地域クラブ活動の認定や体制整備を進められるよう、広域自治体としてリーダーシップを発揮し、指導者確保、活動場所の確保、移動手段の確保、認定制度の運用支援、研修の提供、関係団体・大学・民間企業との連携強化など、多岐にわたる基盤整備を行う方針が示されています。

本市では、これら国及び県の動向を踏まえ、市内関係団体や学校、庁内関係部局との協議を重ねるとともに、国の委託事業として新たな地域クラブ活動への実証事業にも取り組み、競技や地域の実情に応じた効果的な移行や運営体制の在り方について検証を進めてきました。その結果、令和9年9月から、平日・休日ともに、地域クラブ活動を開始することといたしました。

この実施計画は、本市が部活動の地域展開を通じて進めていく新たな地域クラブ活動の目指す姿を明確にするとともに、その実現に向けて必要となる地域クラブの在り方や認定制度など、部活動の地域展開の基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものです。

各地域クラブにおいては、本実施計画に基づき、子どもたちの心身のバランスのとれた健全な成長と、明るい中学校生活を保障するとともに、指導者の負担が過度にならないことも十分に配慮しながら、持続可能な地域クラブの指導・運営に係る体制の構築に向け、活動方針を策定し、子どもたちが基本目標である「つながる、ひろがる、かなえる」を体感できるようなクラブとなることを願っています。

令和8年7月

高松市教育委員会

1 「たかまる」について

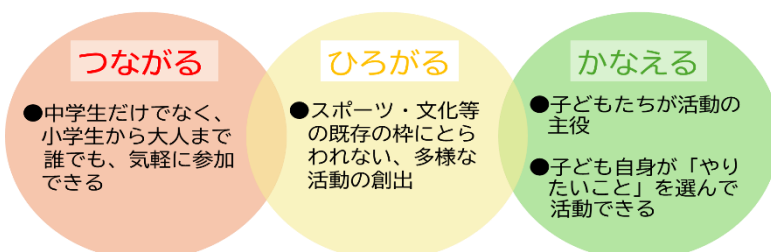
高松市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、「つながる、ひろがる、かなえる」～みんなで育む新しい地域クラブ活動～を目指して令和9年9月から、平日・休日ともに、地域クラブ活動を開始します。地域クラブ活動は、学校教育外の活動であり、本市においては、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」、「文化芸術」として位置付けられます。

（1）基本目標（目指す姿）



基本方針

「子どもたちの成長を地域全体で支える」



（2）「たかまる」の特徴

- ①市が提示する要件を満たす団体を募集し、高松市認定地域クラブ活動（以下、「地域クラブ」という）として認定します。
- ②子どもたちは校区を越えて、地域クラブを自由に選択し、参加することができます。
- ③地域クラブは、多様な人材の活躍により、様々なスポーツや文化芸術活動の機会を提供します。
- ④地域クラブは会費制とし、指導者報酬や保険料等を含む運営に必要な費用は、原則として受益者（参加者）負担とします。なお、その負担額は地域クラブごとに設定するものとします。

（3）「たかまる」における活動内容

「たかまる」における活動は、営利を目的とせず、広く子どもたちにスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を提供するもので、技術・技能の向上を目指すものから、運動

機会の確保やレクリエーション的な活動及び趣味を深める活動など、多岐に渡るものとします。さらに、障がいのある子どもも安心して参加できる活動の推進にも取り組み、子ども一人ひとりの特性に応じた参加機会の拡充を図ります。また、中学生だけの活動に限らず、小学生や高校生、大人など、多世代で一緒に楽しむ多様な社会教育活動に発展することも期待されます。

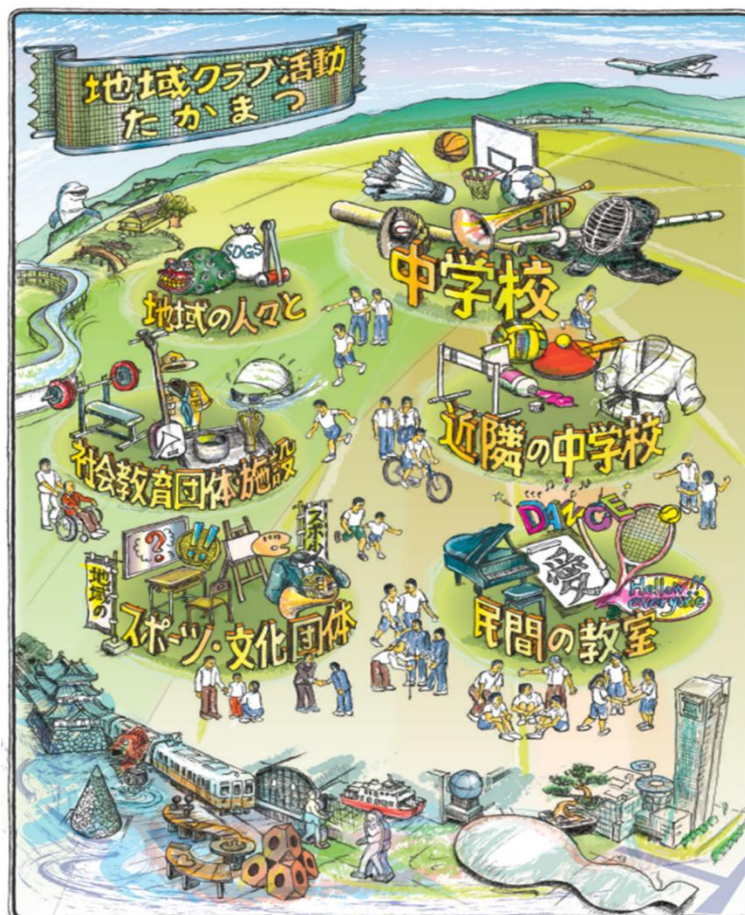
(4) 地域クラブ活動の主体

市に登録した既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民や地域の団体、民間事業者などにより新たに個人・グループが主体となってつくる団体などが担う活動を地域クラブ活動とします。具体的には、部活動のOB・OG、保護者や地域住民の有志、指導を希望する教職員、民間にすでにある活動団体など、地域の多様な人材が関わるものとします。

なお、営利団体であっても、営利を目的とせず、本実施計画に則した活動であれば、参画できます。

(5) 地域クラブの参加者

- ①「たかまる」が対象とする地域クラブの参加者は、原則として、高松市内在住の中学生とします。ただし、その他の参加者については、各地域クラブが個別に設定するものとします。
- ②地域クラブは、生徒が継続的に参加し、いつでも参加できること、合理的な理由なく参加を拒否しないことを要件とします。定員がある場合は、近隣の生徒が参加できないことがないように努めることとします。



2 地域クラブについて

(1) 地域クラブの認定について

①認定申請について

認定を希望する団体・指導者は、活動内容や運営体制を整理したうえで、「たかまる」募集要項（令和8年8月公表）に基づき、必要書類を準備し、高松市へ認定申請を行うものとします。申請に際しては、＜事務局(高松市)-地域クラブ(運営・実施団体)-生徒・保護者の手続き＞＜地域クラブ開始までのフロー＞を参考にしながらクラブの活動方針・安全管理・運営体制を明確にしておくものとします。

②審査と結果の通知について

提出された申請書類をもとに、高松市が認定要件に基づき団体の体制や安全対策、活動内容などを審査します。審査を経て、認定通知が出されます。（審査の結果、認定できないと判断された場合は不認定通知が出されます。）

③認定後の活動と研修の受講について

認定された団体は、地域クラブとして参加者にスポーツ・文化芸術活動などの活動機会を提供します。また、地域クラブで指導に携わる方は、必ず高松市が指定する研修を受講するものとします。団体の認定申請の際の認定要件とします。

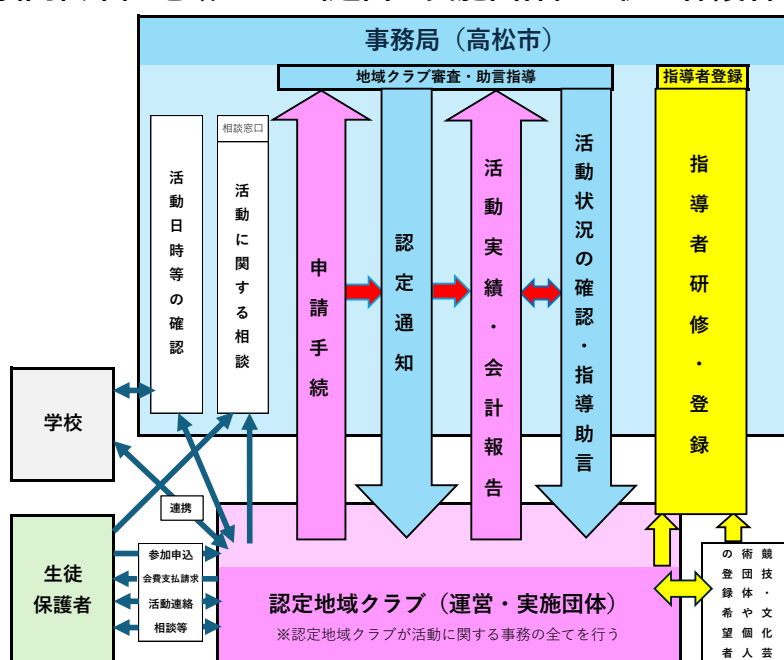
④認定期間と更新について

認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））とします。

そのため、地域クラブは3年間の運営計画や活動方針を見通しながら、安定した運営を継続するものとします。

また、やむを得ない事情がある場合を除き、年度途中で活動を中断することなく、計画どおり活動を継続するものとします。

＜事務局(高松市)-地域クラブ(運営・実施団体)-生徒・保護者の手続き＞



<地域クラブ活動開始までのフロー>

✓STEP1 一緒に活動する人を見つける（2-（5）①参照）

持続可能な運営体制とするため、代表者、会計担当者、指導者などのスタッフ3名以上で構成することを原則とします（文化クラブは2名での構成も可）。

※代表者、会計担当者は18歳以上（学生は除く）とします。

✓STEP2 認定要件を確認する

- ①高松市内在住の中学生が希望する活動に主体的に参加できること（1-（3）（5）参照）
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること（2-（3）（4）参照）
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
（2-（14）参照）
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること（2-（5）（7）（8）（10）参照）
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること（2-（9）（11）（15）（16）参照）
- ⑥適切な運営体制が確保されていること（2-（2）（13）（17）（18）参照）
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること（2-（6）（12）参照）

✓STEP3 指導者研修を受講する（2-（1）③、（10）参照）

指導者は市が指定する研修を認定申請までに必ず受講する。これ以降、活動を継続する場合は、毎年オンライン研修動画を視聴するとともに、3年ごとに更新研修を受講する。

※令和9年9月に活動を開始する地域クラブについては、まず、認定申請を行い、活動開始までに研修を受講することも可能とします。

✓STEP4 認定のための申請を行い、事務局（高松市）の審査を経て、認定を受ける

（2-（1）①②参照）

「たかまる」募集要項（令和8年8月公表）に基づき、必要書類を準備し、高松市へ認定申請を行います。

認定される場合は、「認定通知」、認定できない場合は「不認定通知」が出されます。

✓STEP5 参加者を募集し、活動を開始する（2-（1）④参照）

※以降、3年ごとに更新申請を行う。

(2) 団体規約・活動方針の策定

- ①地域クラブは、「高松市地域クラブ活動基本方針」及び本実施計画に則り、規約等や活動方針を策定するものとします。
- ②規約等には、地域クラブの目的や役員の選任・解任に関する事、総会の運営など団体の意思決定に関する事、会員の入退会・会費等に関する事、予算・決算の審議・承認に関する事など、その他必要事項を定めるものとします。
- ③活動方針には、活動目的、活動内容、活動地区のほか地域クラブ情報、会費や定員、加入保険など、その他必要な事項を定めるものとします。
- ④地域クラブは、活動方針を公表するとともに高松市へ提出し、その方針に則り活動するものとします。
- ⑤活動にあたって以下の事項を遵守するものとします。
 - ・地域クラブにおける活動内容、指導内容については、政治的、宗教的に中立性を確保しなければなりません。
 - ・参加者を作業のみに従事させるなど、労働者として従えることのないよう留意しなければなりません。
 - ・営利を目的とした広告に参加者を利用する等、「たかまる」の趣旨に反する行為は厳に慎まなければなりません。

(3) 活動計画の作成

- ①地域クラブは、学校から提供される年間や毎月の行事予定を基に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成するものとします。
- ②活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者に周知するとともに、中学校施設を利用する場合は市に活動計画を提出し、市が当該学校に伝える（報告する）ものとします。

(4) 活動時間と休養日

- ①地域クラブは、無理のない活動を原則とし、競技志向やレクリエーション志向など生徒のニーズとともに、体力等の状況にも応じた適切な活動時間とするため、1日の活動は遅くとも21時00分までとし、活動終了後、速やかに帰宅するよう指導することとします。

また、週当たりの活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度の最大11時間程度を目安とし、合理的でかつ効果的・効率的な活動を行えるように努めることとします。
(ただし、大会・コンクール等の当日においてはその限りでない)
- ②地域クラブは、休養日を週当たり2日以上設けることとします。
- ③地域クラブが中学校施設を利用する場合、平日は21時00分まで、学校の休業日は8時00分から18時00分までの間で、各校の施設利用状況等を踏まえ、適切な時間設定を行うこととします。ただし、夏休みなどの長期休業期間等については、この限りではありませんが、原則として、学校閉庁日（8月13日～8月15日及び12月29日～1月3日）は休養期間（オフシーズン）とすることとします。

- ④生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないこととします。
- ⑤定期考査の1週間前から終了までや、学校行事当日及びその前後においては、学習活動や学校行事を優先させるなど、参加者の意向を確認し、実情に応じて活動に配慮することとします。
- ⑥上記のほか、参加者が他の活動を優先する等の場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないこととします。

（５）適切なスタッフ等の配置

- ①地域クラブのスタッフは、18歳以上（高校生は除く）とし、代表者、会計担当者や指導者など3名以上で構成することとします。ただし、文化クラブについては、2名での構成も可とします。学生は、代表者、会計担当者になることはできません。
- ②地域クラブの代表者が複数の地域クラブを運営する場合に、代表者及び会計担当者は兼ねることができます。
指導者が複数の地域クラブで指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、認定申請時に市へ申し出るものとします。
- ③活動にあたっては、市が指定する指導者研修を受講した者を指導者として配置するものとします。
※指導者とは、スポーツや文化芸術活動の技術・技能を指導する者だけを指すのではなく、地域クラブ運営を様々な面で支えるとともに、見守りや交流を通じて参加者の社会性の育成に関わる者なども含みます。
- ④指導者資格の所有は必須要件ではありませんが、専門的な指導を行う場合など、参加者のニーズへの対応を目的として、競技経験や指導経験のある指導者を配置し、必要に応じて資格の取得に努めるものとします。
- ⑤地域クラブとして、大会やコンクールに参加する場合は、その参加要件を満たすとともに、大会運営に協力するものとします。
- ⑥地域クラブは、指導者本人が指導を望んでいないにもかかわらず指導を強いることがないように、十分に配慮し、指導者本人の意思を尊重するものとします。
また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するものとします。

（６）指導者の兼職兼業

- ①地域クラブは、教職員を指導者等として地域クラブに従事させる場合、事前に本人の希望を必ず確認し、居住地や勤務地を考慮するとともに、継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。
- ②本市の教職員が兼職兼業により、指導者等として地域クラブに従事する場合、市が策定する教職員の兼職兼業に係る規定等に基づき、勤務校の校長の許可を得た上で、本市教育委員会に許可を得る必要があるため、代表者は許可の有無を確認しなければなりません（国立・県立および他市町の教職員については該当する所管教育委員会等に確認すること）。
- ③地域クラブは、教職員を指導者等として地域クラブに従事させる場合、服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理を行わなければなりません。

- ④教職員としての勤務時間中には地域クラブ活動における業務に従事しないことが原則となります。ただし、長期休業中等の平日の勤務時間内に指導を行おうとする場合（教職員としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合）は、所属校の校長による職務専念義務の免除の承認が必要です。なお、そのような勤務時間内の従事は報酬を受領しないものとします。また、教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には教職員としての業務を優先すること等について、指導者として従事する教職員と地域クラブは、確認し合い遵守しなければなりません。
- ⑤教職員以外の指導者においては、職場と連携して、適切な労務環境を整えなければなりません。

（７）適切で効果的な指導

- ①参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うものとします。
- ②参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底することとします。
- ③参加者や保護者からハラスメントや参加者間トラブル等についての相談があった場合は、事実確認を行い、市へ報告を行うとともに、改善策を講じることとします。また、市からの指導助言があった場合は、適切に対応することとします。

（８）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

暴力や暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言については、参加者との信頼関係や参加者同士の関係性、保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての関係者が持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行うものとします。

こうした行為は、被害を受けた者はもとより、その場に居合わせた者の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

- （１） 殴る、蹴る等。
- （２） 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- 〔例〕
- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにもかかわらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- （３） パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- （４） セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- （５） 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするよう）な発言を行う。
- （６） 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

文部科学省「平成 25 年 5 月 運動部活動での指導のガイドライン」より

(9) 参加者の安全・安心の確保

地域クラブは、事故の防止及び参加者の健康・安全管理のため、以下の事項に十分留意するとともに、事故防止・事故発生時対応マニュアルの作成や救急体制の確認をするなど安全安心に努めるものとします。

- ①利用する用具等の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めることとします。
- ②利用する用具を適切に保管、または管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導することとします。
- ③活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努めること。特に、熱中症対策については、「高松市学校における熱中症対策ガイドライン」「『熱中症特別警戒アラート』発表時の対応について」を参考にすることとします。
また、活動中の落雷等による事故を防止するため、常に気象情報等の取得に努め、活動休止などの判断を早い段階で行うこととします。
- ④地震・津波・土砂災害等の災害発生に備え、活動場所周辺のハザードマップや避難場所、避難経路を事前に確認するとともに、危険が予測される場合は活動の中止や延期を適切に判断するなど、災害による事故の未然防止に努めることとします。
- ⑤活動開始時に参加者の健康状態や疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導することとします。
- ⑥利用する施設の AED の設置有無及び設置場所を把握するとともに、定期的に救急救命講習を受講するよう努めることとします。
- ⑦事故が発生した場合、速やかに応急手当等の対応を行い、保護者及び地域クラブの代表者に報告を行うこととします。
また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、速やかに市に報告を行うこととします。

(10) 指導者研修

地域クラブの指導者は、市が指定する以下の研修を認定申請までに必ず受講するものとします。市は受講しやすい環境を整えます。

また、活動を継続する場合、毎年オンライン研修動画を視聴するとともに、3年ごとに更新研修を受講するものとします。

なお、研修内容は、社会状況を踏まえ追加・変更する場合があります。

<研修項目>

- ①中学生年代の指導にあたり配慮すべき事項
- ②安全管理
- ③熱中症予防
- ④ハラスメント防止

(11) 参加者の移動等

- ①参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎等、どのような手段を用いて参加するか地域クラブと情報を共有するとともに、車両等での乗り入れ時は、利用する施設等の規則に従うものとします。
- ②参加者は、地域クラブに自転車を使用して参加する場合、「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、必ず保険に加入する（２－（15）参照）とともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。
また、利用施設で定められたルールに従うものとします。
- ③地域クラブは、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底し、利用施設の近隣住民の迷惑とならないよう努めるものとします。
- ④地域クラブは、練習試合や大会・コンクール等に参加する場合、参加者やその保護者と相談し、集合場所や集合時間等を決定するものとします。ただし、移動中の引率を必須とするものではありません。
- ⑤地域クラブは、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

(12) 中学校施設の利用

- ①地域クラブが中学校施設の利用を希望する場合は、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について申請し、市において利用調整を行うものとします。なお、夏休み等、長期休業期間の利用については、別途協議のうえ、決定するものとします。ただし、中学校施設以外については、地域クラブにおいて確保するものとします。
- ②地域クラブは、市が定める方法により許可を受け、中学校施設を利用するものとします。
- ③地域クラブは、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は整地や清掃等を実施し、施設の原状復帰を原則とします。
- ④地域クラブは、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、許可のない場所への立ち入りを行わないものとします。
- ⑤学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を利用することはできますが、消耗品（個人で使用するもののほか、ボール等、ラインパウダー、救急セットなど）は各地域クラブにおいて準備するものとします。
- ⑥中学校施設を利用する場合で、施設（備品を含む）に不備があった場合、速やかに当該校に報告することとします。
- ⑦そのほか、中学校施設の利用にあたっては、敷地内での喫煙禁止、飲酒禁止など中学校施設の利用に関し別途定める規定や各学校のルールを遵守するものとします。
- ⑧市は、地域クラブが中学校施設の利用許可の条件に違反し、または本実施計画に定められた事項を遵守しない場合は、利用の停止や利用許可の撤回をすることができます。

(13) 中学校体育連盟等が主催する大会等への参加

- ①中学校体育連盟主催大会への参加を希望する地域クラブは、香川県中学校体育連盟の認可を受ける必要があります。この場合において、中学校体育連盟が定める規定

(活動時間や休養日の設定等)が、本実施計画と相違している場合がありますので、あらかじめ確認してください。

また、必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、香川県中学校体育連盟のホームページを参照してください。

【香川県中学校体育連盟ホームページ】
<https://kagawa-chutairen.sakura.ne.jp/>



②吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する地域クラブは、香川県吹奏楽連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

【全日本吹奏楽連盟ホームページ：連盟規定（抜粋）、定款、大会規定等】
<http://www.ajba.or.jp/company.html#kitei>



【香川県吹奏楽連盟ホームページ】
<https://www.kagawa-suiren.jp/>



③そのほか上記①、②以外の各種協会や連盟主催の大会やコンクール等への参加を希望する地域クラブは、主催団体へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

(14) 適切な会費設定と受益者（参加者）負担の軽減

①地域クラブは、活動の維持・運営に要する費用（備品、消耗品の購入、指導者謝金等）に充てるため、参加者から会費を徴収するものとします。

②地域クラブが徴収する会費の額や徴収方法等は、各地域クラブが定めるものとします。ただし、できる限り低廉な会費（国が示している会費の目安は、週1回で月4回活動の場合、1,000円～3,000円程度）を設定するように努めることとします。なお、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

③地域クラブは、参加者負担の軽減及び持続可能な運営体制の構築を図るため、寄附、協賛金、用具・物品の提供等の支援を受けることができるものとします。なお、受けた支援については適切に会計処理を行うとともに、収支報告書等に記載し、運営の透明性の確保に努めるものとします。

(15) 保険への加入

地域クラブは、指導者等や参加者に対して、自身の怪我や事故等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入させるものとします。

また、参加者は、自転車を使用する場合には「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき自転車保険に加入するものとします。

なお、争訟対応に関しての保険加入は、各地域クラブの判断としますが、加入することを推奨します。

(16) 個人情報の取扱い

地域クラブは、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、必要以上に個人情報を収集することなく、また活動によって知り得た個人情報を漏えいせず、適正に取り扱わなければなりません。

また、個人が特定できる活動写真をホームページや SNS 等で発信する際は、参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で掲載することなどが無いよう、十分配慮しなければなりません。

(17) 活動報告

- ①地域クラブは、市に対し、活動実績と会計（収支決算）を指定する日までに所定の様式により報告するものとします。特に収支については、その内訳を明示することとします。
- ②市は、地域クラブが適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うこととし、活動の継続（更新）に是正が必要となる場合、地域クラブに対し指導助言を行うものとします。指導に従わない場合は認定を取り消すこともあります。

(18) 指導助言及び認定の取り消し

地域クラブが次の内容に該当する場合、指導助言及び認定の取り消しがあります。認定を取り消されたことにより生じた損害はすべて地域クラブが負うこととなります。

- ①以下に該当する場合は、該当地域クラブに対し、必要な指導助言等を行います。
 - ・本実施計画において定められた事項を遵守せず認定要件を欠くに至ったと認めるとき
 - ・法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- ②次のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。
 - ・不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・①に従い行われた指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

3 高松市等の役割

(1) 市の役割

「たかまる」が、生徒たちが社会の中で様々な経験を積んで成長できる場となるよう環境を整備するとともに、生徒たちの社会性や豊かな人間性を育む社会教育の場所となるよう、中学校や関係機関と連携します。

- ①地域クラブが、本実施計画の内容並びに中学校施設の使用に関する規則等を遵守しているか適宜確認・把握するとともに、地域クラブからの運営等の相談や参加者や保護者からの相談を受け付け、必要に応じて地域クラブに対してヒアリングや指導助言を行います。
- ②地域クラブの活動場所となり得る中学校施設の利用に関する調整を行います。
- ③地域クラブの安全な活動の実施に向けて、活動に必要な研修を実施します。

- ④参加者が興味・関心に応じて希望する活動を選べるよう、地域クラブの活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、学校等と連携して案内します。
- ⑤経済的に支援が必要な家庭の生徒への参加費にかかる支援など、参加者負担の軽減策について検討します。なお、その内容については、別途定めるものとします。

(2) 学校の役割

「たかまる」で生徒たちの資質能力を育む観点から、施設の利用など、市や市教育委員会と積極的に連携を図ります。

- ①地域クラブの活動内容等を生徒に案内するものとします。
- ②在籍する生徒の地域クラブへの参加状況の把握に努めるものとします。
- ③中学校施設の利用について市と協議するとともに、市に対し、中学校施設の活動可能場所や日時を連絡するものとします。

4 その他

市は、地域展開が運用され実施される上で、本実施計画の検討・見直しを定期的に行い、よりよい活動に向けた内容に改定するものとします。

また、国や県において部活動の地域展開に関する新たな方針等が示された場合は、必要に応じて本実施計画を改定するものとします。